



## 条例案の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

令和6年8月28日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 4 号	美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備 に関する条例について	1
議第 6 5 号	美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について	3
議第 6 6 号	美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について	4
議第 6 7 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい て	5

〔議第64号〕

美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

【議案書：1頁】

◎ 改正の概要

生涯学習施設等の使用料等を受益と負担の公平性、施設の管理運営改善の確保を目的に、直近の施設維持管理費を基準に算定した額に見直すために条例を改正するものです。

令和2年度から令和4年度までの施設にかかる費用のうち、財産の形成につながらないランニングコストを算出し、その費用を受益者が負担するものとして各公共施設の使用料等を決定したものです。

使用料等の金額は、100円未満の端数を切り捨てたものです。なお、激変緩和措置として増減は2割以内に抑えます。

総合福祉会館を除く各施設で施設予約システムの更新を予定しており、その運用開始に間に合うよう、必要な改正を進めるものです。

また、使用料等の金額は、消費税・地方消費税を含んでいます。

◎ 改正の主な内容

○ 一部改正をする条例

- ・美濃加茂市総合運動場条例（第1条関係）
- ・美濃加茂市立図書館設置条例（第2条関係）
- ・美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例（第3条関係）
- ・美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例（第4条関係）
- ・美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（第5条関係）
- ・みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例（第6条関係）
- ・美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（第7条関係）

○ 使用料等の金額

各公共施設の使用料等の金額を見直します。

○ 使用料等の納付時期

各公共施設の使用料等の納付に関する規定を統一します。改正により、使用料等は、あらかじめ納付しなければならないものとし、ただし特別な理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和6年10月1日から施行します。

○ 経過措置（第2項～第8項）

- (1) 改正後の美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例別表の規定 令和7年4月1日以後の利用に係る利用料に適用し、同日前の利用に係る利用料については従前の例によります。
- (2) 改正後の美濃加茂市総合運動場条例別表、美濃加茂市立図書館設置条例別表、美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例第11条（第1項の規定を除く。）及び別表、美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例別表、みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例第11条（第1項の規定を除く。）及び別表並びに美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第7条（第1項の規定を除く。）及び別表の規定 令和8年4月1日以後の使用に係る使用料に適用し、同日前の使用に係る使用料については従前の例によります。

◎ 改正の概要

総合運動場として、美濃加茂市牧野ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）の設置にあたり、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 総合運動場の追加（第1条関係）

第1条第2項に規定する表中にふれあい広場に関する記載を加えます。

○ 休業日に関する規定の追加（第2条関係）

ふれあい広場の休業日を月曜日及び12月29日から翌年1月3日までとします。

○ 営業時間に関する規定の追加（第3条関係）

ふれあい広場の営業時間を期間区分に応じて定めます。

・ 10月から翌年2月までの間 午前8時から午後5時まで

・ 4月、5月、8月、9月及び3月の間 午前8時から午後6時まで

・ 6月及び7月の間 午前8時から午後7時まで

ただし、7月及び8月の土曜日、日曜日及び祝日に限り、午前7時から営業するものとします。

○ 使用料に関する規定の追加（別表第2関係）

ふれあい広場の使用料に関する表を加えます。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行します。

○ 準備行為（第2項）

ふれあい広場の使用の許可その他必要な準備行為は、施行日前においても、行うことができるものとします。

〔議第 66 号〕

美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

【議案書：28頁】

◎ **改正の概要**

業務のための「準備」、「片付け」、「再チェック」、「改善のための検討」などの時間を確保し、サービスの質の維持・向上を図ることを目的に、美濃加茂市役所庁舎の開庁時間が変更されます。それに合わせて、公の施設である保健センターの開館時間を変更するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **開館時間の変更（第6条関係）**

保健センターの開館時間の規定を改正します。

- ・改正前 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・改正後 午前8時45分から午後4時45分まで

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和6年11月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）
条例改正に影響する施行日	令和6年12月2日
改正された法令	国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
条例改正に影響する条	国民健康保険法第127条第1項 国民健康保険法施行令第1条、第1条の2、第1条の3、第2条、第3条第5項、第4条、第5条、第6条、第25条の2、第26条、第27条の2第1項、第28条の6、第29条の5及び第30条

○ 条例改正趣旨

令和5年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係法令等の改正により、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られ、又徴収猶予の規定が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 徴収猶予（第36条関係）

徴収猶予することができる期間について、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年を徴収猶予する規定を加えます。

○ 罰則（第40条関係）

被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合における過料の規定を削ります。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、令和6年12月2日から施行します。

○ **経過措置（第2項及び第3項）**

この条例による改正後の第36条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとします。